

各 県 立 学 校 長 殿

教 育 長

学年末、春期休業中及び学年始めにおける幼児児童生徒の指導について（通知）

このことについて、貴校教職員に対し、下記事項を改めて周知するとともに、学校や地域の実情、幼児児童生徒（以下「生徒等」という。）の実態に応じて、生徒指導方針・基準等の点検・見直しを行い適切な指導計画を作成し、家庭や地域、関係機関との緊密な連携・協力のもとに生徒指導のより一層の推進が図られるよう配慮願います。

記

1 生徒等の生命と心を守る生徒指導と支援の徹底について

- (1) 生徒等の生命に関わる重大な事態が依然として発生していることから、生徒等に、命の大切さ、善悪の判断、先を見通す力、生きることの意義等に関する具体的な指導を、学校や地域の実情、生徒等の実態等に応じて徹底するとともに、教育活動全般を通じて共に生きる心や他者への思いやりの心を醸成するなど、心の教育を一層推進すること。
- (2) 生徒等の自殺予防について組織体制を整え、支援が必要な状況等の早期発見に向けた取組や、保護者に対する家庭における見守り及びネットパトロールの強化に努めること。
- (3) 学年末、学年始めの時期は環境の変化等から生徒等が不安を抱きやすくなるとともに、学校生活からの開放感や気の緩みなどから、事故や問題行動が発生しやすいことを踏まえ、適時、個別面談や家庭訪問を行うなどにより生徒等の理解を深め、悩みや不安等の早期解消に努めること。家庭はもとより、必要に応じて警察、医療・福祉等の関係機関や出身中学校等とも連携した支援を行い、生命に関わる重大な事故等を確実に防止すること。
- (4) 問題行動等を起こした生徒等への対応については、問題行動に至った背景や事象等の内容を明確にするとともに、あらかじめ定められた規定を踏まえつつも、個々の生徒等の特性等に配慮すること。また、生徒等が自らの行動を反省し、将来に希望をもち、より充実した学校生活を送ることができるよう指導・支援を行うこと。

2 学年末及び春期休業中の生徒指導について

- (1) 生徒等一人一人の状況に応じて、成績不振科目の克服に向けた計画的・効果的な指導を行うことや、生徒等が自らの将来に対し目的意識をもって主体的に取り組むことができるよう支援を行うこと。
- (2) 卒業式や卒業に係る行事は、その意義を十分理解させるとともに、生徒等が主体となり、祝福と喜びに満ちた雰囲気の中で行われるよう努めること。また、飲酒・喫煙等の問題行動がないよう指導の徹底を図り、保護者にも啓発を行うこと。
- (3) 県警察本部に寄せられた各市町村教育委員会や各県立学校等からの不審者情報件数が、令和2年1月30日現在で192件となっている。生徒等の安全が脅かされているという現状を踏まえ、家庭、地域、関係機関と連携・協力しながら、被害の防止及び生徒等の危険を予測・回避する力の向上に努めるとともに、校内における緊急連絡体制等の整備に努めること。
- (4) インターネット等の利用による違法・有害情報から生徒等を守るためには、フィルタリングの利用が有効であることから、あらゆる機会を通じて生徒等にその指導を行うとともに、「奈良県青少年の健全育成に関する条例」の内容を踏まえ、生徒等及び保護者への周知及び啓発を行うこと。あわせて、これらの機会に、SNS上における不特定多数の人との不用意な接触や、盗撮・児童ポルノ製造等に関する上記条例の改正点等に触れ、生徒等が被害者にも加害者にもならず、自ら身を守るができるよう指導すること。

3 学年始めにおける生徒指導について

- (1) 各学校における生徒指導体制の点検を行い、教職員間の情報共有と組織的な取組の一層の推進を図るとともに、生徒指導上の課題を踏まえ、一年間を見通した指導計画を作成すること。
- (2) 教職員間で生徒等についての情報交換を十分に行い、指導上の配慮事項等の引継ぎを綿密に行うこと。

- (3) 学校の指導方針については、生徒等及び保護者に早い段階で周知し、理解と協力を得られるよう努めること。また、生徒等及び保護者に対して親身な相談を行うこと。
- (4) 新入生については、出身中学校等との引継ぎや情報交換を綿密に行うこと。また、オリエンテーションや宿泊研修等の内容を充実させ、学校生活への意欲を喚起するとともに、教職員と生徒等、生徒等相互の好ましい人間関係の構築に努めること。

4 いじめ問題への一層の取組について

- (1) いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得ることである。このことを踏まえ、いじめ防止対策推進法によるいじめの定義を全教職員が理解し、「些細な、軽微ないじめの芽や兆候」も見逃すことなく、組織としていじめを漏れなく認知し対応すること。休業期間中であつても積極的な認知や対応が行えるよう、校内外の相談窓口の周知等、必要な情報提供に努め、いじめの防止等の取組を組織的に推進すること。
- (2) 「奈良県いじめ防止基本方針」や「いじめ早期発見・早期対応マニュアル」及び国の「いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告を踏まえた対応について」の通知等に基づいて、「学校いじめ防止基本方針」の点検と見直しを行い、実効性のある取組の推進を図るとともに、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織会議を定期的開催し、計画的かつ組織的に進めること。
- (3) 各学校において、認知・対応したいじめについては、表面上解決したように見えても、すぐに解消したと判断することなく、指導や謝罪の後も見守りを継続するなど、慎重に対応すること。また、生徒等の小さな変化も見逃さないきめ細かな指導と面談等による確認をあらゆる機会に実施し、いじめの早期発見と早期解決に努めること。
- (4) 入学式・始業式や保護者会等の機会を捉えて、生徒等及び保護者に対し、いじめ防止対策推進法の趣旨・内容等やいじめの定義等を確実に周知すること。その際、「学校のいじめ防止基本方針」についても、併せて説明することが望ましい。年間を通じて、いじめ認知ゼロの学校はその事実を生徒等や保護者に公表するなど、認知漏れがないかを確認すること。

5 不登校及び中途退学の未然防止について

- (1) 不登校は特別な状況で起こるのではなく、「誰にでも起こりうる」可能性があり、その要因も複雑化・多様化している。各学校においては、不登校の未然防止のため、個人面談や家庭訪問等の実施により、生徒等の気持ちに寄り添い、兆しを見逃さない丁寧な支援に努めること。また、保護者はもとより、必要に応じて出身中学校等とも連携して支援に努めること。
- (2) 不登校生徒等への支援の在り方については、組織的・計画的に支援を行うことに加え、不登校が生じない魅力ある学校づくり、不登校生徒等に対し、多様な教育機会の確保等を図るなど、取組の充実に一層努めること。
- (3) 成績不振科目の克服など、生徒等自らが進級や卒業に向けての展望がもてるよう指導・支援を行うこと。その際、特別な支援を必要とする生徒等については、単位の修得、卒業の認定及び学年の課程を修了する出席日数等の弾力的運用について配慮すること。

6 安全確保及び事故防止等について

- (1) 交通に関するルールの遵守やマナーの向上についての指導に努めるとともに、具体的な事例を通して安全について考えさせ、人命尊重の指導を徹底し、交通事故の防止に努めること。
特に、自転車の利用については、「奈良県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知等に努めること。また、新たに運転免許を取得する見込みの生徒に対しては、保護者と連携を図り、交通社会の一員としての責任が自覚できるよう、指導を徹底すること。
- (2) 児童虐待については、重篤な事件が後を絶たず、依然として深刻な社会問題である。学校及び学校の教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、生徒等の心身の状況の把握や教育相談等による早期発見に努めること。また、児童虐待が疑われるときは、速やかにこども家庭相談センターや市町村児童福祉担当部署に通告するとともに、関係機関とも連携を図りながら当該生徒等の安全確保と心のケアについて十分配慮すること。
- (3) 生徒等による大麻の所持・使用など、薬物乱用に係る危険性が懸念されている。薬物乱用は重大な社会問題であるという認識に立ち、警察等関係機関の協力を得て、薬物乱用防止教室等を計画的に開催するなど、指導を徹底すること。また、薬物乱用の未然防止には保護者の協力が不可欠なことから、保護者に対する薬物乱用防止に関する啓発も積極的に行うこと。
- (4) 部活動や学校行事の計画・実施に当たっては、その教育的意義を十分検討し、生徒等の発達段階や健康状態及び保護者の経済的負担について配慮すること。また、部活動については、積極的に休養日を設けるなど、安全に留意し、事故防止に努めること。

参考資料

命を大切にする教育の充実に向けた指導及び支援の推進について

(平成30年9月20日付け教生第206号)

児童・生徒の生命と心を守る生徒指導の徹底について

(平成28年4月26日付け教生第34号)

奈良県立学校における特別指導ガイドライン

(平成29年12月 奈良県高等学校校長協会他)

不審者にかかわる情報の共有及び対応の在り方について (平成31年3月26日付け教生第390号の1)

奈良県青少年の健全育成に関する条例の一部改正に伴う改正内容の児童・生徒への周知について

(令和元年10月16日付け青社第186号)

インターネットの安全利用に関する研修の実施について (平成31年2月6日付け教生第330号の1)

奈良県いじめ防止基本方針の送付について

(平成28年4月25日付け教生第31号)

「いじめ早期発見・早期対応マニュアル」の改訂について (平成30年3月23日付け教生第359号)

いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告を踏まえた対応について

(平成30年3月30日付け教生第380号)

「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイド

ライン」の策定について

(平成29年3月27日付け教生第331号)

不登校児童生徒への支援の在り方について

(令和元年11月1日付け教生第216号の1)

不登校支援のしるべ

(平成24年3月 奈良県教育委員会)

児童生徒の自殺予防に係る取組について

(令和元年12月6日付け教生251号の1)

「奈良県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の制定について

(令和元年10月23日付け教体第330号、教生第202号)

学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き

(令和元年5月9日 文部科学省)

「教職員のための児童虐待対応の手引」の改訂について

(令和元年7月30日付け教生第134号の1)

教職員のための児童虐待対応の手引

(令和元年7月改訂版 奈良県教育委員会)

薬物乱用防止教育の充実について

(平成30年12月28日付け教体第423号)

薬物乱用防止啓発訪問事業について

(令和元年5月7日付け 保健体育課事務連絡)

各種運動・月間等における薬物乱用防止に係る広報啓発活動の充実強化について

(令和元年6月28日付け教体第178号)

奈良県部活動の在り方に関する方針

(平成31年4月奈良県・奈良県教育委員会)